

前期基本計画

~今住んでいる人を大切にする きらり輝くまちづくり~

【平成23年度~平成26年度】

基本計画 の体系

安心で暮らしやすいまちづくりの追求

【安心できる福祉・医療・保健の充実】

- 1 地域医療体制の充実
- 2 高齢者福祉・介護の充実
- 3 子育て支援の充実
- 4 健康づくりの推進
- 5 地域福祉の推進
- 6 障がい者福祉の推進
- 7 社会保障制度の充実

【住み良い生活基盤の確保】

- 1 雪対策の充実
- 2 快適な住宅の確保
- 3 公共交通の充実
- 4 上水道の効率的運営
- 5 下水道の効率的運営
- 6 道路・橋梁の整備
- 7 交通安全対策の充実
- 8 防犯体制の充実
- 9 防災体制の充実
- 10 消防・救急体制の充実
- 11 消費生活の安定
- 12 地域情報化の推進
- 13 土地の有効利用

PAR WINE

基本計画

2活気あるまちづくりの追求

- 1 農業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 企業誘致の推進
- 4 移住定住の推進
- 5 観光の振興
- 6 雇用・労働者対策の充実

★ 教育環境に優れたまちづくりの追求

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の基礎づくり
- 3 多様な学習活動の推進
- 4 国際交流・国内交流の推進

4 地球環境に貢献するまちづくりの追求

- 1 環境対策の推進
- 2 廃棄物処理対策の推進
- 3 新エネルギーの利活用

| 計画の実現を目指して

【「ぬまた」らしい協働・住民参加の促進】

- 1 協働のまちづくりの推進
- 2 広報広聴の充実

【将来を見据えた行財政運営の効率化】

- 1 適正な行政運営の推進
- 2 健全な財政運営の推進
- 3 広域行政の推進

● 安心で暮らしやすいまちづくりの追求

【安心できる福祉・医療・保健の充実】

1 地域医療体制の充実

現状と課題

- ■町内の医療施設は、JA北海道厚生連沼田厚生病院と民間の開業医2医院(歯科2)の3施設で、産婦人科・耳鼻咽喉科・小児科等の専門科や特殊な疾病・高度な医療に対する技術も備わっていないため、必要な医療サービスが受けられる医療提供体制の整備が必要となっています。
- ☑緊急時の医療体制として二次救急医療機関(入院治療を必要とする重症救急患者の受け入れ医療機関)として位置づけられている沼田厚生病院は、救急告示医療機関に指定されてはいるものの、多くは北空知2次保健医療圏で地域センター病院として位置付けられている深川市立病院や3次保健医療圏(旭川市等)に対応を依存している状況となっています。
- ■町民ニーズに対応できる医療提供の体制など、地域医療のあり方について検討が必要となっています。

施策の方針

- ◆隣接圏域の救急医療機関との連携など救急医療体制の強化を推進します。
- ◆地域中核医療機関が行う施設整備及び医師確保等への協力援助を推進します。
- ◆良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制整備を推進します。
- ◆診療科目の充実を図ります。
- ◆在宅医療サービスの充実を図ります。
- ◆地域医療の維持確保により、より良い地域社会の構築を目指します。

■ 救急医療体制の充実・強化

- ●救急医療体制の充実・強化に努めます。
- ●救急搬送体制の充実・強化に努めます。
- ■救急告示医療機関としての救急医療体制の充実・強化・確保
- ■救急医療機関の役割分担の明確化と隣接圏域の救急医療機 関との連携体制の強化
- ■高規格救急自動車の維持継続、救急救命士の計画的配置、メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の確立
- ■広域搬送における搬送時間の短縮のために導入されたドクターへリの活用

2 医療体制の整備・充実・連携強化

- ●在宅医療を推進します。
- ●ターミナルケアの確立に努めます。
- ●医療機関の連携を推進します。

- ■慢性期医療患者の主治医との連携による訪問看護サービスの 充実・強化
- ■地域医療機関におけるターミナルケア (終末医療、終末看護など生命の終焉にかかる援助)の確立・推進
- ■住民の医療ニーズに対応できる医療の質やサービスの向上推 進

3 地域中核医療機関への支援

- ●地域中核医療機関における医師確保、病院施設建設及び医療機器等施設整備への協力支援に努めます。
- ●医師確保対策として医科大学等への奨学資金制度 を創設し、地域中核医療機関による地域医療の維 持、確保に努めます。
- ■沼田厚生病院の運営費(医師確保)の補助
- ■沼田厚生病院の施設等整備(医療機器等施設整備)の助成
- ■沼田厚生病院の施設整備等(病院施設建設)の助成等財源 支援の検討・決定
- ■沼田厚生病院への勤務医師等育成支援制度の創設



2 高齢者福祉・介護の充実

現状と課題

- ■高齢者単身世帯数とその割合の増加によって、インフォーマルな支援体制が脆弱な高齢者が増えています。
- 2日中一人で過ごす要介護高齢者が増えています。
- ■後期高齢者数とその割合の増加と共に、心身機能が低下した要介護者が増加しています。
- 4認知機能が低下した高齢者が増えており、在宅生活継続を困難にする大きな原因になっています。
- 団医療機関との連携を必要とする高齢者が増えています。

施策の方針

- ◆青壮年期の生活習慣改善を推進し、老年期の要介護状態の予防に努めます。
- ◆認知症の啓蒙普及事業を推進します。
- ◆在宅介護サービスの提供体制を検討します。
- ◆在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ◆地域で暮らす高齢者を見守る仕組みを推進します。
- ◆生涯学習や社会参加を推進し、活動的な高齢者の育成を図ります。
- ◆介護保険会計の健全運営を図ります。

施策の方向主な施策

■ 保健体制の充実

- ●高齢者の健康保持・増進を図ります。
- ●老化に伴って生じる生活機能低下を早期に発見し、 効果的な介護予防事業によって、要介護状態への悪 化を防ぎます。
- ■高齢者の各種健診、健康相談
- ■各種予防接種事業と助成
- ■ふれあいヘルシーアップ会の活動支援
- ■食生活改善協議会との連携
- ■介護予防に関する啓蒙普及事業の推進
- ■介護予防事業(運動・栄養・口腔ケア等)の推進

2 安心できる在宅生活の推進

- ●地域で安心して暮らせるよう、在宅サービスの充実に 努めます。
- ●冬期間に高齢者が安心して暮らせるよう、在宅支援に 努めます。
- ●在宅介護サービスの充実に努めます。
- ●地域から温かく見守られ、人権が尊重され、円熟した 老年期を過ごせるよう援助します。また、緊急対応体 制を維持し、安心して暮らせる地域づくりを推進しま す。
- ●地域生活が困難な高齢者への適切な処遇に努めます。

- ■在宅支援サービス(軽度生活援助・配食サービス)の充実
- ■一般高齢者サービス(生活管理指導員派遣・生きがいデイサー ビス・短期宿泊事業)の充実
- ■冬期間支援サービス(福祉灯油・除雪費助成・除雪サービス・ハイヤー利用助成)の充実
- ■要介護者家族介護者支援サービス(介護用品支給・在宅介護 サービス利用奨励手当・住環境整備費助成)の充実
- ■外出支援サービスの充実
- ■高齢者見守り事業「はあとふる沼田」の充実
- ■緊急通報システム事業
- ■SOSネットワークシステム事業
- ■権利擁護事業(成年後見、虐待防止)
- ■老人福祉施設入所措置

● 安心で暮らしやすいまちづくりの追求 【安心できる福祉・医療・保健の充実】 ─

施策の方向 主な施策

2 安心できる在宅生活の推進

●介護保険居宅サービスの充実を図ります。

- ■24時間365日対応可能な介護サービス体制の検討
- ■デイサービスの利用枠拡大
- ■ショートステイ体制の充実強化
- ■居住型サービスの検討(高齢者専用賃貸住宅等)
- ■介護サービスと医療機関の連携推進

3 住みよいまちづくりの推進

- ●高齢者の社会参加を推進します。
- ●さりげなく優しいまちづくりに努めます。

- ■高齢者事業団の活動推進
- ■ボランティア活動の支援
- ■社会教育事業の推進
- ■公共施設等のユニバーサルデザイン化





3 子育て支援の充実

現状と課題

- ■仕事と家庭の両立を実現するために企業・関係機関との連絡調整に課題が残っています。
- 2児童を育てる資源として、学校と地域(家庭)がより密着し、支援・指導に当たる必要があります。
- ❸現在の未就学児童及び就学児童等の保育環境・養育環境・学習環境において、適切な規模、範囲などの整備が求められています。
- ■地域の中で、子どもたちが快適な生活を送れるよう配慮された環境整備(公園・施設等)の検討が必要となっています。
- ⑤防犯・事故などの被災者とならないよう、児童の安全確保に向けた取り組みが必要となっています。
- ⑥児童虐待・ひとり親世帯の支援について、更なる取り組みを実施する必要があり、生活環境整備と併せ相談支援、きめ細かいサービスの提供・充実が必要となっています。
- ☑障がい児の成長支援を行う体制が不十分な状況となっています。

施策の方針

- ◆地域における子育ての支援に努めます。
- ◆母性並びに乳幼児及び幼児などの健康の確保及び推進に努めます。
- ◆子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に努めます。
- ◆子育てを支援する生活環境の整備に努めます。
- ◆職業生活と家庭生活との両立の支援に努めます。
- ◆要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みを推進します。
- ◆幼保一元化への検討を進めます。

施策の方向

主な施策

■ 地域における子育ての支援

- ●公的機関・関係機関との連携強化を図ります。
- ●子育て意識の啓発活動を推進します。
- ●地域力の強化 (ファミリーサポート・その他支援) を図り、子育て支援体制の拡充を推進します。
- ●子育て情報の適切な提供に努めます。

- ■子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
- ■1歳6ヶ月・3歳児健診
- ■すくすく教室・マタニティークラブ
- ■ファミリーサポートセンター事業
- ■通常保育事業・一時預かり事業
- ■季節保育所運営支援事業
- ■乳幼児医療費負担等事業
- ■各種手当支給事業(子ども手当等)

2 母性並びに乳幼児及び幼児などの健康の確保及び推進

- ●児童・母親等の健康の保護、確保に努めます。
- ●病弱な児童に対する子育ての負担を軽減し、安心して暮らせるよう配慮します。
- ●学校保健活動等との連携を密にし、適切な対策を検討します。
- ■各種健診事業の展開
- ■乳幼児医療給付事業
- ■ひとり親家庭等医療給付事業
- ■健康教育事業

3 子育てを支援する生活環境の整備

- ●子どもに遊び場を提供し、健全な発達を促します。
- ●快適な子育て環境の構築を目指します。
- ●子育て世帯の経済的負担を軽減します。
- ■公園管理事業
- ■保育料一部負担事業
- ■季節保育所運営助成事業
- ■各種手当支給事業(高校生手当等)

○ 安心で暮らしやすいまちづくりの追求 【安心できる福祉・医療・保健の充実】 -

施策の方向

主な施策

4 職業生活と家庭生活との両立の支援

- ●企業・事業者との連絡調整を密にし、子育て世帯の 就労環境の改善を支援します。
- ●保育所の適切な運営・整備を推進します。
- ●保育関連の(通常・一時預かり)の拡充を検討し、仕事と家庭生活の両立が行えるよう支援します。

■通常保育事業

- ■一時預かり事業
- ■季節保育所運営助成事業

5 子ども等の安全確保

- ●子どもたちの事故・犯罪被害等の防止に努めます。
- ●防犯(見守り)ネットワークの構築を推進します。
- ■薬物乱用防止活動
- ■保護司による犯罪防止活動

6 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

- ●児童虐待防止対策の推進に努めます。
- ●ひとり親家庭の支援を徹底し、虐待等を未然に防ぐ対策を検討します。
- ●障がい児童の相談支援体制を確立します。
- ■要保護児童対策連絡協議会運営事業
- ■すくすくすこやかネットワーク会議運営事業
- ■巡回児童相談事業
- ■各種手当(障害児手当等)支給事業
- ■障害児補装具等給付事業
- ■在宅障がい児施設等通所補助事業
- ■訪問·電話·来庁相談事業

☑ 幼保一元化への検討

- ●幼稚園教育の複数年化を検討します。
- ●幼保一元化への取り組みを検討し、関係団体と協議 を進めます。
- ■就学前児童施設整備検討事業
- ■幼保一元化検討協議(各施設長会議)







4 健康づくりの推進

現状と課題

- ■糖尿病や心臓病などの生活習慣病が増えていることから、生活習慣を「食育・歯・身体活動と運動・タバコ・アルコール・休養とこころの健康・糖尿病など・がん」の項目に分け、住民が主体的に健康づくりに取り組むことが不可欠となっています。また、ライフステージに応じた健康づくりにも主眼を置き、なかでも妊産婦や20代~30代の青年期における健康づくりが重要となっています。
- ②食育はこれまで各分野において個別に進められてきましたが、今後は町民の「食」に対する考え方を育て、生涯にわたり自分らしく生き生きと暮らすことが出来ることを目指し、家族や地域ぐるみの全町的な運動として、推進に向け取り組んでいくことが課題となっています。また、地産地消を通し、人、物、情報の交流により地域の経済循環を促すとともに、住民一人ひとりが食や農について認識を深めることも重要となっています。

施策の方針

- ●沼田町民一人ひとりの健康が保たれ、生活の質が向上することを目指します。
- ●みんなで広げよう!3食のリズムとバランス!元気ハツラツ生き生き生活を目指します。

施策の方向

主な施策

11 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消(歯)

- ●いつまでも美味しく食べられる歯の健康づくりを行うため、飲食後の歯磨き習慣の定着を図ります。
- ●定期的な歯科健診の機会を確保します。
- ■むし歯予防のための食後歯磨き習慣の普及啓発
- ■働き盛り世代に対する歯科医師や歯科衛生士による歯科講座
- ■歯と全身の健康に関する正しい情報の提供
- ■高齢者に対する歯科教室・相談の実施
- ■幼児歯科健診・フッ素塗布事業の委託化、フッ化物洗口の実施
- ■妊娠期・成人期の歯科健診の実施

2 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消(身体活動と運動)

- ●様々な分野の母子事業において運動を推進します。
- ●運動量を維持するため、事業所や他団体と連携した 運動環境の整備を支援します。
- ●高齢者事業における活動(運動)の推進を図ります。
- ■母子保健事業における小児の運動推進
- ■児童福祉や教育と連携した小児の運動推進
- ■事業者や各団体に対し、組織による運動の推進
- ■教育と連携した成人期の運動推進
- ■介護予防事業や社会教育における運動の推進

3 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消(タバコ)

- ●妊娠中の喫煙率を下げるためにも、若年女性に対しタバコの害などの普及啓蒙を図ります。
- ●事業所や施設など受動喫煙防止対策に取り組みや すい環境づくりを支援します。
- ●禁煙したい人に重点的な支援を行います。

- ■妊娠期・授乳期におけるタバコの害の普及啓蒙
- ■母子保健事業内における禁煙サポートの実施
- ■事業所と連携した普及啓蒙
- ■公共施設を中心に道が推進する「おいしい空気の施設」への登録推進
- ■町内イベント時の受動喫煙防止に向けた働きかけ
- ■禁煙外来の効果的な活用に向けた情報提供

施策の方向主な施策

△ 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消(アルコール)

- ●若年女性に対し普及啓蒙を図ります。
- 適正飲酒に向け町民全体への知識の普及啓蒙を図ります。
- ■妊娠期・授乳期におけるアルコールの影響や適正飲酒に関する 普及啓蒙
- ■町内事業所へ出向いた普及啓蒙
- ■適正飲酒量とアルコールの害の普及啓蒙

5 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消(休養とこころの健康)

- ●産後マタニティーブルーや産後うつを予防するため、 妊娠期や育児期の母親サポートを充実します。
- ●職域におけるメンタルヘルスへの意識の向上を図ります。
- ●高齢期のうつ予防に努めます。

- ■既存のサークルや事業を活かした妊娠期から産後早期の交流 の場の確保
- ■働き世代に対しメンタルヘルスの重要性の普及啓蒙
- ■他部署と連携した生きがいづくりや介護予防対策の推進

6 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消(糖尿病など)

- ●生活習慣病を予防するための食生活と運動を推進します。
- ●保険者によるスムーズな特定健診・特定保健指導のための普及啓蒙と職域保健との連携を図ります。
- ■各ライフステージ別により良い食生活習慣の確立に向けた普及 啓蒙
- ■社会体育・社会教育事業と連携した効率的な運動習慣の推進
- ■生活習慣病予防と重症化予防、未受診者対策のための特定健 診・特定保健指導の普及啓蒙の推進
- ■北空知地域職域連携推進連絡会の活用

7 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消(がん)

- ●たばこ対策やより良い食生活推進など生活習慣改善 と連動したがん対策に努めます。
- ●各がん検診を受診する方の割合が増加するよう検診 体制確保と関係機関との連携を図ります。
- ■禁煙希望者への禁煙外来の紹介
- ■職域保健と連携した受動喫煙防止対策の徹底
- ■規則的な食習慣の啓発と個別指導の実施
- ■受診しやすい女性特有のがん検診の体制整備
- ■検診対象者が多く集まる場を活用した検診の普及啓蒙
- ■職域保健(事業所)との連携

■ 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消(食育)

- ●適量なおやつとバランス良好な食事を規則的に摂る 習慣の普及を行います。
- ■町内事業所や母子保健事業における規則的な食習慣や適正 体重管理の啓発
- ■栄養教諭や庁内関係課等との連携
- ■道の推進事業「ヘルシーレストラン推進事業」活用増加に向けた飲食店への普及啓発
- ●地場食材の使用拡大と家庭におけるお袋の味等の 食文化の普及を行います。
- ■庁内関係課等との連携
- ■食材生産現場を体験学習する教育ファームや、農業との交流拠点となるふれあいファームの活用
- ■広報や町ホームページ、各種保健事業等で地場食材を活用した料理の提案
- ■地域の人材を発掘し、昔ながらの伝統食を次代へ伝える場の確保
- ●食に関する知識・情報の提供を行い、食育への関心を高めます。
- ■広報や町ホームページ、各種保健事業等で正しい情報の発信



5 地域福祉の推進

現状と課題

- ■地域福祉に対する理解と協力体制の充足や、社会福祉協議会を核とした支援団体などの構築が求められています。
- 2地域福祉ネットワーク(はあとふる沼田)の運用開始に伴い、地域における協力体制の構築が急務となっています。
- ■ボランティア団体等の育成・支援の充実により、自主活動の活性化が必要となっています。
- ■必要なサービス提供を相談できる一元的な窓口の設置による、より町民ニーズにあった適切な情報発信が求められています。
- 団高齢者、障がい者、若年者雇用の場が不足しています。
- 団居住環境(除雪・町並み・ゴミ処理・犯罪・災害等)や移動手段の充実など、地域環境の整備が必要となっています。
- ☑町内会の活性化やコミュニケーションを図るための支援が必要となっています。

施策の方針

- ◆地域福祉活動への参加を促進します。
- ◆地域活動への支援と活性化に努めます。
- ◆ボランティア活動を支援します。
- ◆地域福祉を推進する人材の確保に努めます。
- ◆町内会・コミュニティー事業を支援し、活動の活性化に努めます。
- ◆サービス利用のための情報提供に努めます。
- ◆生活環境の改善検討を進め、安心して暮らせるまちを目指します。
- ◆町民、地域社会と連携し、適切な情報共有を図ります。

施策の方向

主な施策

■ 町民主導の地域福祉活動の推進

- ●町民が活動する地域活動を支援し、支え合いの体制を整備します。
- ■高齢者見守り事業「はあとふる沼田」の推進
- ■人材育成(福祉・ボランティア)・研修活動の推進
- ■地域ネットワーク整備(自主活動支援事業)

2 福祉サービス利用促進体制の整備

- ●行政サービスの適切な提供を推進します。
- ●多様なサービス内容を適切に利用者へ発信する体制を構築します。
- ■地域福祉サービス申請窓口の一元化
- ■各種相談機関との連携強化
- ■地域福祉権利擁護事業の推進
- ■サービスに関する情報発信力の強化

3 地域福祉を推進する人材の確保

- ●地域及び近隣における人材の発掘、民生委員児童 委員、その他関係諸団体の研修活動及び資質の向 上に努めます。
- ■福祉等関連職員資質向上事業(研修事業)の推進
- ■民生委員児童委員・福祉委員の活動支援
- ■社会福祉法人の育成及び支援

4 適切な情報の共有

- ●多様な情報発信手段(広報・説明会・ブロードバンド等)を利用した情報の共有に努めます。
- ■普及啓蒙活動(広報誌・お知らせ版)の充実
- ■説明会・研修会等の実施

○ 安心で暮らしやすいまちづくりの追求 【安心できる福祉・医療・保健の充実】 -

6 障がい者福祉の推進

現状と課題

- ■障がいを持つ方が地域で自立して生活出来るよう、情報を提供したり、相談を受ける体制整備が必要となっています。(相談支援・サービスの量及び質)
- ☑障がいの重度化及び高齢化する障がいを持つ方への支援方法について検討が必要となっています。
- ■障がいに対する町民の理解の促進及び障がい者支援の啓発活動の推進が必要となっています。

施策の方針

- ◆「ノーマライゼーション」を体現するまちづくりを目指します。
- ◆障がい者が安心して暮らせる福祉サービスの提供を図ります。
- ◆高齢者障がい者サービスの提供(移送·医療補助)を図ります。
- ◆広報活動・啓発活動の更なる推進を図ります。

■ 相談支援機能の充実

●障がいを持つ方が安心して暮らせるよう相談窓口を 設置し、支援を進めます。

- ■障がい者支援センター等相談支援業務の拡充
- ■説明会・講演会等による施策説明の実施

2 障がい者福祉サービスの充実

- ●障がい者福祉サービスの安定的な供給に努めます。
- ■障害者自立支援法によるサービス・医療・その他支援の適正利用の推進
- ■在宅生活支援事業(交通費助成)による経済的支援
- ■移送事業(タクシー助成)の継続・拡充
- ■日常生活用具給付事業
 - ■補装具給付事業
 - ■精神障がい者等地域活動支援事業
 - ■難病患者支援事業
 - ■北空知子ども療育センターへの費用負担・利用助成の継続支援(無料化)
 - ■北空知障がい者センターへの費用負担・利用助成の継続支援 (無料化)

3 住み良いまちづくりの推進・障がい者が暮らす環境の整備

- ●ノーマライゼーションの理念に基づき、住みやすいまちづくりを推進します。
- ■バリアフリー・ユニバーサルデザイン化事業
- ■既存公共施設・在宅生活支援のための建物改修等の推進
- ■災害弱者防災対策の徹底



7 社会保障制度の充実

現状と課題

- ■健康的な生活が維持できるよう保健事業の推進が求められています。
- ☑公正・公平な保険税(料)を賦課しなくてはならないことから、高収納率を維持する必要があります。
- ③後期高齢者医療制度の廃止に伴い、円滑に新制度へ移行出来るよう支援します。

施策の方針

- ◆被保険者自らが生活習慣を見直すことで健康的な生活が維持できるよう継続的に支援します。
- ◆保険税(料)の適正な賦課を実施し、高収納率を維持するよう努めます。
- ◆住民が新医療制度に円滑に移行できるよう支援します。

施策の方向

主な施策

■ 国民健康保険の充実

- ●医療費の適正化に努めます。
- ●適正な保険税賦課及び高収納率の維持に努めま す。
- ■関係機関と連携した保健事業の推進
- ■広報活動の推進
- ■関係機関と連携した徴収の推進
- ■口座振替の推進

2 後期高齢者医療制度の充実

- ●被保険者の健康増進に努めます。
- ●適正な保険料賦課及び高収納率の維持に努めます。
- ■関係機関と連携した保健事業の推進
- ■関係機関と連携した徴収の推進
- ■口座振替の推進

3 新医療制度移行に伴う周知徹底

- ●新医療制度移行に伴い住民の制度理解が図られる ように努めます。
- ■迅速かつ正確な情報収集
- ■広報活動、説明会による制度周知、徹底

4 国民年金制度の啓発普及

- ●公的年金制度の啓発活動に努めます。
- ■広報活動等による年金制度の普及
- ■年金相談の充実



ヘルシーアップ会

● 安心で暮らしやすいまちづくりの追求

【住み良い生活基盤の確保】

1 雪対策の充実

現状と課題

- ■配雲溝設置区間の空き家・空き地の増加による除雪対策が懸念されています。
- 図雪害による交通遮断時により緊急患者の輸送障害が発生する恐れがあります。
- 3特定路線での強風による交通障害が懸念されます。

施策の方針

- ◆雪処分場の確保と排雪の減量化の推進により、機能的で安全な除雪対策の構築に努めます。
- ◆自然環境に耐える雪対策の整備を進めます。

施策の方向主な施策

1 雪処分方法の多様化

●快適な冬の生活を保障する雪対策の充実に努めます。

- ■融雪溝の利用促進
- ■融雪溝設置区間の空き家・空き地対策の推進
- ■雪活用を含めた雪捨場の有効利用

2 除排雪作業能力の強化

- ●除雪能力の強化による除排雪の充実に努めます。
- ■生活道路の除排雪の強化
- ■除雪ボランティアの活動促進
- ■歩道除雪拡充のための歩道整備の推進
- ■強風路線における吹雪対策の推進(視距確保)
- ■大型融雪槽の設置検討







2 快適な住宅の確保

現状と課題

- ■公営住宅については老朽化しており、修繕計画の策定が必要となっています。
- ☑耐用年数が経過しており、解体が必要な公営住宅があるため、誰もが安心して生活できる公営住宅の建て替えが必要となっています。

施策の方針

◆潤いとゆとりのある生活空間が提供できるよう、快適な住環境整備に努めます。

施策の方向

主な施策

■ 公営住宅長寿命化計画の策定

- ●住宅の延命化に努めます。
- ●耐用年数が経過し、解体が必要な住宅についての検 討に努めます。
- ●老朽住宅の再生化に努めます。

- ■長寿命化計画(修繕・解体計画)の策定
- ■長寿命化計画に基づく適正な事業運営
- ■シルバータウン構想に基づいた建て替えの検討
- ■消雪施設を設置した安心な住環境整備の検討

2 賃貸住宅の安定的確保

- ●民間が主体となった賃貸住宅の整備等により、まちなか居住の促進に努めます。
- ●安定的な住宅供給に努めます。

- ■関係機関と連携した啓発活動の推進
- ■各住宅担当者と連携した安定的な住宅供給

3 公営住宅料の確保促進

●住宅使用料の高収納率の維持に努めます。

■関係機関と連携した徴収強化対策の推進



● 安心で暮らしやすいまちづくりの追求 【住み良い生活基盤の確保】-

3 公共交通の充実

現状と課題

■子供や学生、高齢者の身近な移動手段としての公共交通機関の整備が求められています。②町営バスの効率的な運行が求められています。

施策の方針

◆町内外における交通機関の確保とその充実に努めます。

施策の方向

主な施策

■公共交通機関の充実

●公共交通機関を充実し快適な暮らしを提供します。

- ■町営バスの効率的な運行と利用の促進
- ■利用者に配慮したバス路線・ダイヤの維持
- ■周辺市町村と連携した地域交通の検討





4 上水道の効率的運営

現状と課題

- ■人口の減少及び少子高齢化による水需要の減少が懸念されます。
- ②施設等の老朽化による設備の改修・更新が必要となっています。
- **3**効率的な施設の維持管理と安定した事業経営の確立が必要となっています。

施策の方針

- ◆町民に安心・安全な水を供給するために、計画的な施設の改修・更新を行います。
- ◆経営基盤強化のため、施設運営の効率化に努めます。

施策の方向主な施策

■ 水道水の利用促進

●水道水の積極的な利用促進に努めます。

■未加入世帯に対する加入促進

■利用者が安心できる料金体制の確保

2 安心で安定的な供給体制の確立

- ●施設の計画的な更新等に努めます。
- ●災害に強い水道施設の建設に努めます。
- ■老朽管・設備等の計画的な改修・更新
- ■耐震改修の検討・推進

3 経営基盤の強化と効率的な事業運営

- ●有収率の向上に努めます。
- ●維持管理体制の効率化に努めます。
- ●経営安定化に向けた取り組みに努めます。
- ●広域水道行政の可能性の検討を進めます。
- ■漏水防止のための計画的な漏水調査の実施
- ■料金徴収体制の効率化に向けた検討
- ■安定的な事業経営のための水道料金見直し
- ■北空知広域水道企業団への事業統合の検討



北空知広域水道企業団

② 安心で暮らしやすいまちづくりの追求 【住み良い生活基盤の確保】

5 下水道の効率的運営

現状と課題

- 11下水道水洗化率の向上を図る必要があります。
- ②下水道関連施設の老朽化による設備の改修・更新が必要となっています。
- 図農村部における合併処理浄化槽の整備促進が必要となっています。

施策の方針

- ◆生活環境の向上と環境保全の観点から、下水道関連施設の計画的な改修・更新の実施に努めます。
- ◆経営基盤強化のため、経費の節減と効率的な維持管理等による事業経営の健全化に努めます。

施策の方向主な施策

■生活排水処理率の向上

- ●水洗化未設置世帯の解消に努めます。
- ●合併処理浄化槽の整備促進を図ります。
- ■水洗化未設置世帯に対する水洗化啓蒙活動の推進
- ■農村部における合併処理浄化槽のPRの充実

2 安定的な汚水処理体制の確立

- ●下水道施設の計画的な更新整備に努めます。
- ●下水汚泥堆肥の高品質化に努めます。
- ●地震等の災害に強い下水道施設の整備に努めます。
- ■下水道関連施設等の計画的な改修・更新
- ■下水汚泥堆肥盤の適正な管理
- ■地震等の災害対策の強化

3 経営基盤の強化と効率的な事業運営

- ●有収率の向上に努めます。
- ●維持管理体制の効率化に努めます。
- ●経営安定化に向けた取り組みに努めます。
- ●下水道施設の多面的利用の推進を図ります。
- ■計画的な汚水管の清掃・補修工事の実施
- ■維持管理経費の節減等効率的な事業経営の確立
- ■安定的な事業経営のための使用料金見直し
- ■生ゴミ処理のためのディスポーザーの普及促進
- ■し尿及び浄化槽汚泥処理の下水道処理施設での一体的処理 の可能性調査の実施



6 道路・橋梁の整備

現状と課題

- ■災害に強い道路整備と老朽橋梁の調査点検が必要となっています。
- 2ユニバーサルデザインに対応した歩道等の整備が求められています。
- ③冬期間の安全走行を実現するための取り組みが求められています。

施策の方針

◆円滑な車両通行を図るとともに、歩行者の安全を確保する道路・橋梁整備に努めます。

施策の方向

主な施策

■ 幹線道路・生活道路の整備

- ●国道等の歩道整備と車道整備に努めます。
- ●多様な交通体系に対応した道路整備に努めます。
- ■国道等における歩道・車道の整備促進
- ■老朽化した道道・町道及び橋梁の点検・整備促進
- ■沼田ICと幌新地区等を結ぶ道路の整備促進

2 ユニバーサルデザインに対応した歩道整備

- ●すべての人にやさしい歩道整備に努めます。
- ■歩道未設置箇所の解消
- ■冬期間の歩行を可能にする広い幅員の確保
- ■急勾配の段差解消(バリアフリー対策)

3 居住地区内の道路整備

- ●年間を通じて快適に生活できる道路整備に努めます。
- ■堆雪スペースが充分に確保できる道路整備
- ■速やかに排水できる側溝整備

● 安心で暮らしやすいまちづくりの追求 【住み良い生活基盤の確保】

7 交通安全対策の充実

現状と課題

- ■交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、重大な交通事故が発生しないよう一層の活動推進が求められています。
- 2沼田町内はもとより、町外においても、町民が交通事故に遭わない起さないよう、交通安全意識強化への取組みが求められています。
- ■交通事故死ゼロの一層の継続のため、町、交通安全協会、沼田警察署の連携強化及び町民と一丸となった交通安全運動への取組みが必要となっています。

施策の方針

- ◆沼田警察署及び交通安全協会、関係機関との連携を強化し交通安全対策を推進します。
- ◆交通安全支部懇談会を充実させ、草の根運動で地域の交通安全意識の高揚を図ります。
- ◆各期交通安全運動期間はもちろん、日頃から交通事故に遭わない、遭わせないを念頭に地域ぐるみの交通安全見守り活動を展開します。
- ◆保、幼、小、中及び高齢者を対象に交通安全教室を開催し、交通安全教育の充実に努めます。
- ◆人と車が安全を確保出来るように施設整備に努めます。

施策の方向

主な施策

■ 草の根運動による交通安全意識の高揚

- ●町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。
- ●町内通行車両への交通安全意識の啓発を推進します。
- ■全町内会及び行政区と交通安全協会が連携し、交通安全支部懇談会の継続開催
- ■交通安全意識の高揚のため、交通安全資材の配布
- ■交通安全旗及び看板の設置による通行車両への交通安全啓 蒙活動の実施

2 町民が一丸となった交通安全運動の展開

- ●「交通事故死ゼロの町」を共通目標として町民一丸と なった交通安全運動を展開します。
- ●町内会、行政区、事業所、団体が連携した交通安全 運動を展開します。
- ■冬期間を除く毎月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に、各 町内会、各団体との連携による街頭啓発の実施
- ■各期交通安全運動期間中における各関係団体との連携による 朝の街頭啓発の実施
- ■各期交通安全運動期間中における町内通行車両への交通安全資材の配布や、旗の波運動による交通安全啓蒙活動の実施。

3 保・幼・小・中及び高齢者等の交通安全教室の開催

- ●交通弱者と呼ばれる子ども・高齢者に対し、交通安全教育の充実に努めます。
- ●各町内会、事業所、団体などに対し、交通ルールを学習する場の提供に努めます。
- ■交通安全協会、沼田交通教育協会と連携し、保育園・幼稚園・ 小中学校及び高齢者を対象とした交通安全教室の開催
- ■沼田警察署との連携による交通安全講話の随時開催

4 安全な交通環境の整備

●町内の交通事故が発生しやすい箇所を調査し、安全な交通環境の整備に努めます。

■危険箇所への信号機や標識等の設置要請



8 防犯体制の充実

現状と課題

- ■町民が安心して生活できる犯罪のない明るい地域社会実現のため、沼田警察署及び関係機関・団体との連携強化による一層の防犯活動の推進が求められています。
- ■沼田町内の犯罪発生件数は横ばい状態でありますが、犯罪は年々巧妙化しており、高齢者等を狙った犯罪の増加が懸念されます。

施策の方針

- ◆住民一人ひとりが「犯罪のない明るい町づくり」という自主防犯意識の高揚を図ります。
- ◆町、沼田警察署、町内会等関係団体の連携を強化し、防犯活動を推進します。
- ◆高齢者を狙った犯罪を未然に防止するため、高齢者に対する防犯対策の啓蒙に努めます。
- ◆地域ぐるみの青少年の非行防止と健全育成に努めます。
- ◆子どもたちの犯罪被害等の防止に努めます。
- ◆犯罪防止に効果的な青色回転灯による町内パトロールの充実に努めます。

施策の方向

主な施策

11 青色回転灯による町内パトロールの実施

●青色回転灯搭載車両登録台数を確保し、犯罪防止 に向けた啓蒙活動の充実に努めます。

- ■防犯協会と連携した青色回転灯搭載車両による町内パトロール の実施
- ■防犯協会と連携した歳末特別警戒地域安全青色防犯パトロールの実施

2 地域安全旗の設置

●町内主要箇所に「地域安全旗」を設置し、犯罪のない 明るいまちづくりに向け、啓蒙活動の充実に努めます。

■主要道路を中心とした地域安全旗の設置

3 補導活動の実施

- ●青少年の犯罪を未然に防ぐため、啓蒙活動の充実に 努めます。
- ■防犯協会と連携した補導活動の実施

4 防犯教室の実施

- ●高齢者を狙った犯罪を未然に防ぐため、啓蒙活動の 充実に努めます。
- ■高齢者向け交通安全教室に併せ、高齢者を狙った犯罪抑止に 向けた防犯教室等の実施

5 子どもたちの安全対策の実施

- ●子どもたちを犯罪から守るため、安全対策の強化に努めます。
- ■沼田っ子サポーター事業との連携による子どもの見守り活動の 展開
- ■防犯(見守り)ネットワークの構築
- ■警察への巡回強化依頼
- ■子ども110番の家事業

② 安心で暮らしやすいまちづくりの追求 【住み良い生活基盤の確保】

9 防災体制の充実

現状と課題

- ■災害発生時における関係機関との連絡調整機能の充実が求められています。
- ②比較的災害が少ない地域であることから、町民の防災意識の低下が懸念されます。
- ③災害時要援護者支援体制の機能を確立させる必要があります。
- 1 各関係機関、町民が連携した総合的な防災訓練の取り組みが必要となっています。
- **固防災無線デジタル化に対応した機器の更新が必要となっています。**
- ⑥災害時の対策本部となる役場庁舎が耐震化されていない状況となっています。

施策の方針

- ◆町民の防災意識の高揚を図ります。
- ◆実情に合った地域防災計画の見直しに努めます。
- ◆安全安心なまちづくりのため、地域と連携して高齢者などの災害時要援護者の支援体制の充実を図ります。
- ◆各関係機関との連携強化に努めます。
- ◆災害時における的確な情報発信に努めます。
- ◆役場庁舎の耐震化を図ります。

施策の方向主な施策

■自主防災組織の育成

- ●自主防災組織の育成に努めます。
- ●町民の防災意識の高揚を図ります。
- ●町民の災害知識の向上に努めます。
- ■自主防災組織の新たな結成と育成に向けた活動の推進
- ■広報等による防災への啓発活動の推進
- ■防災教室等の推進

2 地域防災計画の見直し

実情に即した防災計画の見直しに努めます。

■実情に合った機能的な地域防災計画の改正

3 災害時要援護者避難支援対策の充実

- ●災害時要援護者対策の充実を図ります。
- ●高齢者見守り事業「はあとふる沼田」との連携を図ります。
- ■災害時要援護者名簿の作成
- ■高齢者見守り事業「はあとふる沼田」と連携した実践的な災害時要援護者避難支援計画の策定
- ■高齢者見守り事業「はあとふる沼田」と連携した福祉防災マップ の作成

4 避難勧告等の発令基準の策定

●災害時の避難勧告発令基準の明確化を図ります。

■河川管理者等と連携した避難勧告等の発令基準の策定

5 総合防災訓練の実施

●総合防災訓練の充実に努めます。

■各関係機関、町民と連携した総合防災訓練の実施

6 正確な災害情報の発信

●防災無線の活用による正確かつ的確な災害情報の 発信に努めます。 ■災害情報等の確実な情報発信に向けた防災無線機器の更新 (デジタル化)

7 役場庁舎の耐震診断及び耐震改修の実施

- ●災害時の対策本部となる役場庁舎の耐震化を図りま す。
- ■役場庁舎の耐震1次診断・2次診断を実施し、その結果を踏まえた耐震改修の実施



10 消防・救急体制の充実

現状と課題

- ■救命率向上のため、救急隊員の一層の資質向上と町民への応急手当方法の普及促進が求められています。
- 2 自然災害発生時における関係機関との連絡調整網の整備が求められています。
- ③町民の災害意識の低下が懸念され、防災意識の向上が求められています。
- ■救急無線のデジタル化への対応が求められています。

施策の方針

- ◆救急隊員の資質向上に努めます。
- ◆町民向け応急手当講習の実施を推進します。
- ◆地域防災体制及び消防防災施設、機材の充実を図ります。

施策の方向

主な施策

■ 救急・消防体制の整備

- ●救急隊員の各種研修等を通じた資質向上に努めます。
- ●救急教育の推進に努めます。
- ●地域ぐるみの救急・消防体制の整備に努めます。
- ●警察、自衛隊等の各関係機関との連携強化に努めます。
- ■救急隊員の資質と技術の向上
- ■救急教育の普及啓発事業の実施
- ■ドクターへリ等の活用
- ■住宅用火災警報器の設置促進
- ■消防団員の増員対策の推進と消防団活動の強化
- ■各関係機関との連携強化

2 一般町民向け救命講習の実施

- ●各種団体、職域、町内会単位での普及促進活動に 努めます。
- ■応急手当講習の推進
- ■AED(自動体外式除細動器)の整備促進

3 消防防災施設、機材の充実

- ●消防力の強化に努めます。
- ●災害支援情報の高度化及び情報伝達の確実化に努めます。
- ●救急活動の高度化及び機密情報等の保護強化に努めます。
- ■消防資機材の計画的更新
- ■消防救急無線(デジタル化)の整備



⊕ 安心で暮らしやすいまちづくりの追求 【住み良い生活基盤の確保】-

11 消費生活の安定

現状と課題

■平成21年の「消費者安全法」の施行により、消費者からの苦情相談とこれらを処理するための斡旋の実施体制が求められています。

施策の方針

◆消費者安全のための相談体制等の充実と必要な情報の収集及び住民への提供に努めます。

施策の方向主な施策

1 悪質商法等の周知

●近年、複雑・巧妙化している悪質商法等の被害防止 に努めます。

■広報等による啓発活動の推進

2 相談体制の充実

- ●困難な事例の解決や、相談しやすい体制確保に努め ます。
- ■相談窓口の維持確保
- ■研修会参加による担当職員の資質向上
- ■関係機関との連携強化
- ■北空知管内の広域的な相談体制の整備



12 地域情報化の推進

現状と課題

- ■パソコンや携帯端末などの急速な普及によりインターネットの利用者が増え、今後益々町民の日常生活にも大きな影響を与えていくことが予測されます。
- ②町民ニーズを的確に把握し、ICT(情報通信技術)を利活用した情報・サービス提供を積極的に推進していく必要があります。
- ■情報化が急速に進む反面、これを悪用した犯罪等が増加傾向にあることから、適切なセキュリティー対策を講じていく必要があります。
- ■全ての町民がICT(情報通信技術)を利用出来るよう、パソコン等の機器操作を学習出来る場や、基礎的知識の普及に係る取り組みを推進していく必要があります。

施策の方針

- ◆いつでも誰もがインターネットを利用出来るよう情報格差の解消を図ります。
- ◆光ファイバーの敷設に伴い、福祉・医療・教育・防災等幅広い分野で有効活用が出来るようICT(情報通信技術)の利活用策の検討を進めます。
- ◆町民自らが情報発信を行えるよう人材の育成を推進します。

施策の方向	主な施策
-------	------

■ 情報格差の解消とセキュリティー対策の推進

- ●誰でも容易にインターネットが利用できるよう普及活動 の推進に努めます。
- ■高齢者パソコン教室などの実施
- ●個人情報などの保護対策に努めます。
- ■情報セキュリティー対策の推進

2 ICT(情報通信技術)の利活用(効率化・高度化)

- ●ICT(情報通信技術)を利活用した情報やサービス 提供の充実に努めます。
- ■町民ニーズに合わせた様々な行政サービスの提供
- ■光ファイバー利活用方策の検討 (医療・福祉・教育・防犯等への利活用など)
- ■動画配信サービスなどホームページの内容充実
- ■電子申請の推進

3 人材の育成(創出)

- ●個々の情報活用能力の向上を図り、人材の育成を推進します。
- ■町民向けパソコン研修などの実施
- ■町民電子会議の検討

● 安心で暮らしやすいまちづくりの追求 【住み良い生活基盤の確保】・

13 土地の有効利用

現状と課題

■空き家の増加により、今後も市街地の空洞化が懸念されます。

☑農業における高齢化や後継者不足による離農等により、遊休農地の発生が懸念されます。

施策の方針

- ◆豊かな自然を活かした土地利用に努めます。
- ◆市街地における計画的な土地利用に努めます。
- ◆まちなか居住の推進やコンパクトで効率化の高い市街地形成への誘導を図ります。

施策の方向

主な施策

11 計画的な市街地形成と地域の特性に応じた土地利用の推進

●将来にわたって農用地、市街地の土地利用の検討に 努めます。

- ■美しい農村景観形成のための優良農地の確保
- ■まちなか居住の推進や、コンパクトで効率性の高い市街地形成の推准
- ■町有地の有効活用
- ■企業進出や観光など、まちの発展のため有効かつ適切な土地 利用の推進
- ■沼田町土地利用計画の策定検討

2 秩序ある土地利用への誘導

●土地の保全と有効利用を前提とした土地利用に努めます。

- ■豊かな自然を守るため、開発行為等の適正な指導と監視
- ■自然環境や景観に配慮した土地利用への誘導
- ■農地の保全と担い手への利用・集積の促進

2 活気あるまちづくりの追求



1 農業の振興

現状と課題

- ■配偶者対策を含め、農業後継者の育成及び新規就農者の確保等担い手の育成・確保が必要となっています。
- ☑既に経営が大規模化し、これからの農地流動化の受益となる担い手数が限られた中、離農跡地における 農地の遊休化が懸念されます。
- 図経営主の高齢化により労働力の不足が生じてきています。
- ☑高付加価値農業の推進と6次産業の支援体制の確立が必要とされています。

施策の方針

- ◆今後とも活気ある沼田農業として継続できるシステムづくり (第3者継承事業等農業への新規参入や新規就農)に対する支援に努めます。
- ◆農業者からの技術伝達による新たな農業従事者(担い手)の育成に努めます。
- ◆農業振興公社の設置等により、農地保有合理化事業等を活用した土地利用型農業への参入に対する支援に努めます。
- ◆作業の効率化を図るため、生産技術の高度化、新技術の導入等に対しての支援に努めます。
- ◆沼田町における6次産業化を推進することで、多様化する消費者のニーズに応え、併せて地元農産物の ブランド化、高付加価値化の確立に努めます。

施策の方向	主な施策
-------	------

■担い手対策

●農業後継者の育成、確保に努めます。

●新規就農者及び参入者の確保に努めます。

- ■利子補給、各種補助金等の支援制度の継続
 - ・農家子弟に対する就農促進対策の強化
- ・国等の補助制度の活用促進(リース事業等)
- ・町単独施策の検討、実施
- ■農業後継者を対象とした研修の充実
 - 農業元気塾等の開講
- ■各種研修機会の創出
- ■新規就農支援対策専門チームの設置
- ■経営継承事業の確立
- ・指導者(農業者)及び就農者への支援
- ■就農支援実習農場の活用
- ■新規就農支援体制の確立
 - ・各種支援制度の創設 (農地リース、機械銀行、実習手当、家賃助成等)
- ・新規就農支援資金制度の活用推進

●配偶者対策の支援に努めます。

- ■農業実習生の受入強化
- ・新たな受入体制の整備
- ■意欲的なグループへの支援
- ■各種交流事業の提供、実施

2 生産体系の確立

- ●法人化などによる協業化や共同化への支援に努めます。
- ■設立に向けた支援体制の継続
 - ・雇用促進のための法人化への支援
 - ・法人等への「農」の雇用事業の推進
- ■組織運営に対しての支援
- ■設立における各種助成
- ■農地保有合理化法人の設立支援

2 活気あるまちづくりの追求

3 生産技術·生産基盤対策

- ●生産技術の高度化を推進します。
- ●新技術の導入を推進します。
- ●生産基盤の整備に努めます。
- ●遊休農地の発生防止に努めます。
- ●円滑な農地流動化に努めます。
- ●農地情報の共有化に努めます。

- ■農作業の効率化を推進
- 技術指導の継続実施
- ・共同防除体制の充実(ビーグル・ラジへリ)
- ・共同水稲育苗体制の確立
- ■水稲直藩栽培の推進
- ・モデル事業への取組み
- ■農薬散布の抑制推進
- ■道営経営体育成基盤整備事業の実施
- ■小規模排水対策の実施
- ■土づくり事業の継続実施
- ■農地利用集積円滑化事業の実施
- ■農地流動化基金の利用継続
- ■公社事業の有効的な取り組みの継続
- ■農地情報共有化事業の実施

4 農産品の生産、加工、流通対策

- ●6次産業化の推進に努めます。
- ●高付加価値化の推進に努めます。
- ●ブランド商品開発の推進に努めます。
- ●地元農産物のPR活動に努めます。

- ■法人、グループに対しての支援体制の確立
 - ・農産加工施設等設備投資費用の削減支援
- ・技術習得及び販路確保支援体制の充実
- ・人材確保への支援体制の充実
- ・農産物貯蔵の推進
- 技術指導の充実
- ■沼田ブランドの確立に対する支援
 - ・商品開発にかかる調査、研究支援
 - ・雪中ブランド加工品等への支援の拡大
- ■販路拡大のための支援
- ・アンテナショップの検討
- ・各種イベント、事業の実施
- ■地産地消の推進
 - ・農業祭りの開催
 - ・学校給食との連携等による地元農産物の消費拡大の推進及 び検討
 - ・直売所間の連携及び情報発信等に対する支援



雪中米



スノークールライスファクトリー



2 商工業の振興

現状と課題

- ■地元購買力の町外流出により、経営環境が厳しい状況にあります。
- ■経営者の高齢化や後継者がいない商店が多く、廃業による空き店舗の増加が懸念されます。
- ■基幹産業である農業との連携や高齢化に対応したサービス提供の充実が求められています。
- 払いの低迷から誘致企業が撤退するなど、製造品出荷額が年々減少している状況にあります。
- **15雇用の促進を図る既存企業の活性化が必要となっています。**
- ⑤町内企業の新分野への参入が増加傾向にあります。

施策の方針

- ◆町内消費の推進や、中心市街地に活気を取り戻す取り組みを支援します。
- ◆消費者ニーズに沿った商業サービスの充実を支援します。
- ◆既存企業の経営基盤の強化を支援します。
- ◆地域資源を活用した新たな産業の創出に努めます。

施策の方向

主な施策

■ 魅力ある商店街の形成

- ●高齢化に対応したサービスの充実を図る取り組みを 支援します。
- ●商店街の賑わいづくりに向けた積極的な取り組みを支援します。
- ●個店自助努力の促進と側面的支援に努めます。
- ●個性と魅力ある店舗づくりの促進に努めます。
- ●空き地・空き店舗対策の検討に努めます。
- ■地域密着型宅配事業や移動方式店舗の創出
- ■集客イベントや情報発信等への充実に対する支援
- ■起業の推進
- ■地域の特色を活かした特産品の開発支援
- ■中心市街地への新規店舗開設への支援(商業集積の促進)

2 商業経営の安定化

- ●町内消費の推進に向けた取り組みを支援します。
- ●中小規模商店の育成と経営の安定を図るための融 資制度の充実に努めます。
- ■町内商店の消費活性化に向けた事業支援
- ■融資資金利子等補給事業の継続
- ■新たな流通、販促に向けた取り組み支援

3 他産業との連携

●農業、工業及び観光等の他産業との連携と相互協力 を促進し、一体的な産業振興に努めます。

- ■地元の農産物等特産品の販売促進(地産地消の推進)
- ■地域資源を活用した農商工連携による商品開発、イベントの開催

4 既存立地企業の活性化

- ●企業経営の安定化に努めます。
- ●既存企業の新分野への参入支援に努めます。
- ●既存企業の連携強化に努めます。
- ●「雪」を活用した企業の育成を推進します。
- ■人材育成の推進
- ■各種補助制度の周知と活用の促進
- ■融資制度の充実と活用の促進
- ■新事業の展開に係る支援
- ■新商品の開発及び販路開拓への支援充実
- ■異業種交流活動の促進(情報交換の推進)
- ■雪冷熱等新エネルギーの導入支援

2 活気あるまちづくりの追求・

3 企業誘致の推進

現状と課題

- ■企業へのアンケートを実施し、積極的に企業誘致活動を展開しています。
- 2景気の低迷等により、新たな設備投資の手控え傾向が強くみられる状況となっています。

施策の方針

◆企業誘致と町内起業の推進により、地域経済の活性化を推進します。

施策の方向	主な施策
■ 企業誘致の推進	
●企業誘致活動の更なる充実を図ります。	■雪冷熱エネルギーの利活用を前面に出した関連産業の誘致活動の推進 ■農業などの地域資源や地域特性を活かした企業や研究所等の誘致活動の推進 ■産学との連携による企業誘致活動の推進 ■提案型企業誘致活動の推進 ■沼田工業団地及び空き工場等のリース契約の検討 ■関係機関等との連携による企業ニーズなどの情報収集の強化と工業団地のPR促進 ■企業立地助成制度の充実 ■企業支援体制の強化

2 起業の推進

- ●町内での起業化の推進に努めます。
- ■起業家への支援充実による起業の推進
- ■地域資源を活用した町内起業の推進



4 移住定住の推進

現状と課題

- ■町外からの通勤者の移住定住に向けた取り組みが必要となっています。
- **②**冬期対策など増加する高齢者に対応する定住施策の充実が必要となっています。
- 3 移住定住促進施策及び情報提供活動は充実していますが、推進に向けた更なる対策が必要となっています。

施策の方針

- ◆まちの魅力を向上させ、移住の促進に努めます。
- ◆定住人口の確保と増加に向けた取り組みを推進します。

施策の方向主な施策

1 定住促進奨励事業の推進

●各種奨励制度の充実と情報提供の充実に努めます。

- ■移住定住奨励事業の充実
- ■各種施策や関連施策(高齢者支援・子育て支援等)の情報発 信の充実

2 定住環境の整備

●快適な生活環境の整備に努めます。

- ■除排雪・融雪対策の充実
- ■冬期間の環境整備
- ■魅力ある住宅(公営・民間)の確保
- ■公共交通の充実

3 定住促進活動の推進

●定住促進活動の推進に努めます。

- ■矯正・保護施設等の誘致活動の推進
- ■企業誘致の推進
- ■自衛隊施設の拡充に向けた要望活動の推進
- ■関係機関との連携による受入活動の充実
- ■町内事業所との連携による従業員の定住対策の推進
- ■未利用町有地等の有効活用の推進
- ■空き地・空き家の情報収集と提供

4 集落対策の推進

- ●農村集落における快適な定住環境の充実に努めます。
- ■集落における人材の確保、派遣に係る施策の推進
- ■公共交通の充実や雪処理対策など生活対策の推進

2 活気あるまちづくりの追求

5 観光の振興

現状と課題

- ■ほたるの里や観光イベントへの観光客の入り込みが減少傾向となっています。
- 図冬期間の観光客が少ないことから、冬期における新たな観光資源の開発が必要となっています。
- **3**日帰り、通過型の観光が多く、滞在型観光の推進が必要となっています。

施策の方針

◆地域資源を活用し、賑わいを生み出す魅力ある観光地づくりを進め、交流人口の拡大を図ります。

施策の方向

主な施策

■ 魅力ある観光地づくり

- ●沼田町の豊かな自然環境と地域資源を活かした観 光の推進に努めます。
- ●来訪者の滞在性や回遊性を高める活動を推進します。
- ●新たな観光特産品の開発を推進します。
- ■自然環境や地域資源を活かした体験型観光の推進
- ■町の歴史・伝統・文化を活かした観光の推進
- ■町内観光地の一体的なPRと市街地への誘導策の検討
- ■新たな観光特産品の開発と商品化
- ■魅力ある観光地づくりに向けた産学官連携の推進

2 観光イベントの推進

●地域の素材を活かした多彩な観光イベントの開発と振興に努めます。

- ■農業や商業との連携による観光イベントの推進
- ■効果的な観光宣伝と情報提供の充実
- ■夏期や冬期における雪を活用したイベントやツアーなどの検討

3 広域観光の推進

●近隣市町村や他圏域との広域観光ネットワークの形成と連携の強化に努めます。

■近隣市町村や留萌・上川圏域との戦略的な広域観光の推進

4 体験学習の受入推進

- ●沼田町の自然環境や地域資源を活かした体験学習の受入を推進します。
- ■修学旅行や宿泊学習の誘致
- ■フィールドキャンパス事業の検討
- ■グリーンツーリズムの推進



ほろしん温泉



6 雇用・労働者対策の充実

現状と課題

■誘致企業の撤退等による就業機会の減少から、若年労働者の都市への流出が続いており、雇用の場の創出が大きな課題となっています。

施策の方針

◆誰もが安心して働くことができ、豊かで安定した生活が送れるよう就業機会の拡大に努めます。

施策の方向主な施策

■雇用・就労者対策の推進

- ●企業誘致を積極的に推進します。
- ●町内企業や関係機関との連携による雇用機会の創出に努めます。
- ●高齢者や障がい者などの就労機会の充実に努めます。
- ●新たな産業起こしによる雇用・就労機会の創出に努めます。

- ■企業誘致による新たな雇用機会の創出
- ■雇用促進に向けた企業との連携充実
- ■職業体験の充実
- ■高齢者や障がい者の就労機会の充実及び確保
- ■地域資源を活用した町内雇用の拡大に向けた取り組みの検討
- ■雪冷熱エネルギーを活用した雇用創出の検討
- ■コミュニティービジネスの検討
- ■地域需要に応じた産業の創出及び新たな事業展開の推進に 向けた取り組みの検討
- ■新産業創出に向けた産学官連携の推進
- ■福祉的視点からの雇用創出の検討

3 教育環境に優れたまちづくりの追求

1 学校教育の充実

現状と課題

- ■保護者の願いが学力向上に移行しているが、学習意欲の差が大きくなっています。
- ②本町の児童生徒は、1学年1クラスのために仲間意識が強い反面、クラス替えが出来ないことから、修復が困難な状況にあります。
- 図夜高あんどん等行事への参加に積極的なため、地域との繋がりは深いと言えます。
- ■学力向上の意識が強い反面、家庭の学校教育への依存傾向がみられます。
- **団体力低下が進んでいるため、部活動の更なる充実が求められています。**

施策の方針

- ◆沼田らしさを特徴とする一貫した共育の輪づくりに努めます。
- ◆地域・保護者に愛されるいじめや不登校のない学校づくりに努めます。
- ◆郷土愛の強い人材の育成に努めます。

●多機能・高機能な校舎づくりに努めます。

- ◆学力向上に努めます。
- ◆体力向上に努めます。

↓ +>3 -3±1-23-30+3-0	
施策の方向	主な施策
1 幼稚園教育の充実	
●幼児期から心の教育に努めます。	■幼稚園での基本的生活習慣形成 ■友だち関係のあり方の指導
●発達段階に見合った体力の向上に努めます。	■水泳保育の充実■自由遊びの充実
●食育を進め、健康づくりの日常化を進めます。	■保護者と生産者、栄養士による指導の推進
●小学校教育との連携を考えた保育を進めます。	■集団的規律の習得
●地域との交流機会の提供に努めます。	■和風園や旭寿園への訪問
2 小学校教育の充実	
●確かな学力の向上に努めます。	■町費補助教諭の配置継続 ■習熟度学習及び少人数学習活動の推進 ■教職員定数加配による支援体制の充実強化 ■指導力向上を図る授業研究の充実
●豊かな心の育成に努めます。	■好ましい人間関係づくりの促進への支援 ■学社連携による児童会活動への支援 ■新校舎「ひかりの原っぱ」を活用した多様な活動の推進 ■夜高あんどん祭りへの参加継続
●健やかな体の育成に努めます。	■食に関する指導の充実
3 中学校教育の充実	
●学力向上を推進します。	■基礎的な知識・技能の確実な習得を図る学習内容の充実 ■授業評価を生かした授業の充実 ■学校改善プランの充実 ■特色ある一貫(連携)教育の検討(幼小中)
●心身たくましく育つための教育に努めます。	■体力向上の取り組みの充実■部活動への外部指導者の活用
●知性を高め、情操豊かな心の育成に努めます。	■道徳教育とキャリア教育の充実 ■豊かな感性や社会性、郷土愛を育む体験活動の充実
4 学校施設の充実	
● 夕極外、古機外もおなべたのでかは土土	■機能的な利活用を考えた小学校の改築

■教育機器の充実■学校施設の地域開放



2 生涯学習の基礎づくり

現状と課題

- ■幼児教育や家庭教育等、子育てに対する学習意欲が低下している状況にあります。
- ☑地域の教育力が低下し、コミュニティも希薄化してきている状況にあります。
- 園地域人材の発掘、有効活用がされていない状況にあります。
- 4子どもの体力が低下(2極化)しており、指導プログラムを確立していく必要があります。

施策の方針

- ◆家庭が持つ教育機能の強化のため、家庭教育、幼児教育を支援します。
- ◆保健福祉部局と連携し、子育て支援事業の推進に努めます。
- ◆青少年健全育成のため、体験学習やボランティア、ジュニアスポーツの推進に努めます。
- ◆地域で支える子育て、家庭、学校、地域が一体となった教育の実践に努めます。
- ◆地域教育力を高めるため、人材の確保と育成に努めます。

施策の方向

主な施策

■ 幼児期の教育・家庭教育の充実

- ●幼児期の教育や家庭教育に関する様々な情報、学習機会、交流の場を提供します。
- ■家庭教育支援事業の実施
- ■子育て情報の発信と相談活動の強化
- ■親子ふれあい事業の実施
- ■親子読書習慣の推進と図書館事業の実施
- ■子育てサークルの育成・支援
- ■母子保健事業・子育て支援センター事業と連携した事業の展開

2 社会教育の充実

- ●生涯にわたって学習することができる社会教育事業 の充実に努めます。また、学習の成果を地域や社会で 生かすことができるような場を提供します。
- ■生涯各期に合わせた学習機会の提供
- ■青少年教育(体験・交流事業)の充実
- ■地域を支えるボランティア活動の推進
- ■指導者(リーダー)の発掘と養成
- ■女性団体の育成・支援
- ■子ども会や青年活動の再生
- ■社会教育施設(ゆめっくるなど)の有効活用

3 社会体育の充実

- ■スポーツ実施率の向上と健康づくりの推進に努めます。
- ■総合型スポーツクラブの運営支援
- ■スポーツ指導者の発掘と養成
- ■全町民が関われるスポーツイベントの実施
- ■子どもの発達に合わせた指導プログラムの提供
- ■学校体育施設の有効利用
- ■高穂スキー場のリフト等の改修検討
- ■保健福祉部局と連携した健康づくり事業の展開

4 学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力

- ●学校、家庭及び地域の三者が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めます。
- ■学校支援ボランティアの養成
- ■沼田っ子サポーター(通学路パトロール)の養成
- ■放課後子ども教室の実施
- ■学童保育の充実
- ■地域教育力の向上
- ■各種研修機会の提供、支援
- ■学校施設の地域開放

❸ 教育環境に優れたまちづくりの追求

3 多様な学習活動の推進

現状と課題

- ■新しい学習機会が少なく、時代の変化に対応した学習活動が不足している状況にあります。
- ☑文化サークルや定期的スポーツ等、成人男性の参加が少ない状況にあります。
- 図健康意識は向上しているものの、依然としてスポーツ実施率が低い状況にあります。
- ▲高齢者の社会参加意識は高くなっていますが、学習機会や地域で活かす場が少ない状況にあります。
- 団学習活動において、地域の指導者が少ない状況にあります。

施策の方針

- ◆地域社会に対応した学習機会の推進を図ります。
- ◆町民一人一人が豊かな人生を送られるよう、文化や趣味に触れる機会を創出します。
- ◆健康づくりとスポーツを楽しむ機会を創出し、スポーツ実施率の向上に努めます。
- ◆高齢者の団体及び自主活動の場を創出し、生きがいづくりを推進します。
- ◆学習活動の充実を図るため、専門知識を持った人材の育成を推進します。

施策の方向主な施策

■ 新しい学習機会の創出

- ●個人や地域社会の要望に応え、生涯学習総合センタ ー等を拠点とした新たな学習機会を創出します。
- ●多様な講座の開設に努めます。

- ■地域社会や時代に即した新たな講座の実施
- ■読書活動の推進と図書館事業の充実
- ■趣味・教養講座の充実
- ■学習ニーズの把握とアンケートの実施

2 学習機会の充実

- ●芸術文化活動の推進に努めます。
- ●スポーツ活動、健康運動の推進に努めます。
- ●高齢者の学習活動を充実させ、活動の場を創出します。
- ●ボランティア活動に関する学習活動を推進します。
- ●男女共同参画社会を推進します。
- ●地域の歴史、伝統文化に関する学習活動の推進に 努めます。

- ■文化団体・サークルの育成
- ■文化芸術等を発表する場の提供
- ■優れた芸術文化の鑑賞機会の提供
- ■芸術文化の指導者育成
- ■子ども文化クラブの実施
- ■総合型スポーツクラブへの参加促進、事業委託
- ■スポーツ教室、講演会の実施
- ■スポーツ指導者資格取得のための支援
- ■親子、多世代スポーツの推奨
- ■健康づくりに関する学習機会の提供
- ■指導者(リーダー)の発掘と育成
- ■ボランティア活動等の社会参加の促進
- ■高齢者の技能や知識を社会へ還元する機会の提供
- ■いきいき大学の充実と自主活動の推進
- ■高齢者の生きがいづくりに向けた学習機会の提供
- ■ボランティア養成講座の実施と活動の推進
- ■中高生ボランティアの育成
- ■託児の充実
- ■男性の子育て講座の実施
- ■文化財の教育的活用の推進
- ■文化財の保護・継承活動の実施
- ■郷土芸能の保存と後継者の育成



●化石事業の推進を図ります。

- ■化石体験事業の充実
- ■新たな化石発掘調査研究の実施
- ■化石ボランティア活動の推進
- ■レプリカ制作活動の推進と技術の継承
- ■化石発掘現場の整備と保護

3 人材の育成と活用

●地域人材の育成と活用を図ります。

- ■地域人材の発掘と育成
- ■地域人材育成(資格取得費用助成)事業の実施
- ■地域人材バンク制度の運用
- ■ゆめっくる出前講座等への応用



クラウス15号



スポーツクラブ事業委託による水泳教室



化石発掘体験

❸ 教育環境に優れたまちづくりの追求

4 国際交流・国内交流の推進

現状と課題

- ■ポートハーディ地区との幅広い交流の促進が必要となっています。
- ②小矢部市との農産物交流等を含めた経済交流への展開が求められています。
- ③埼玉県川島町との人的交流及び経済交流の活性化が求められています。

施策の方針

- ◆姉妹都市との友好を深め、町民の国際感覚の向上のため、交流の充実に努めます。
- ◆諸外国の人が親しみやすいまちづくりに努めます。
- ◆小矢部市との交流連携を一層深め、相互発展に寄与するまちづくりを推進します。
- ◆埼玉県川島町との連携を深め、人的・経済的交流の活性化に努めます。

施策の方向

主な施策

1 国際交流の充実

- ●教育・文化・経済など様々な分野での交流を通じ、国際感覚の向上と姉妹都市との相互理解に努めます。
- ●自主的な民間国際交流団体の育成に努めます。
- ■姉妹都市交流発展のための事業の実施
- ■ホームステイの受入れによる交流促進
- ■海外研修派遣による人材の育成
- ■交換留学制度の推進

2 国際交流のための環境整備

- ●諸外国の人たちが親しめるまちづくりに努めます。
- ■各種パンフレットの外国語の明記
- ■案内板の外国語の併記
- ■英語指導助手の招聘による外国語教育の充実
- ■ホームページの外国語の併記

3 国内交流の推進

- ●小矢部市との文化及び経済交流を始めとする様々な 交流の促進に努めます。
- ●埼玉県川島町との交流を深めるための施策について 検討を進め、両町の交流の促進に努めます。
- ■両市町との文化・スポーツ・経済交流の推進
- ■人的交流等の推進

4 地球環境に貢献するまちづくりの追求 —



1 環境対策の推進

現状と課題

- ■地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく沼田町実行計画を策定し、地域の模範になるための目標を定めることが求められています。
- **2**住民へ環境問題の関心を高め、自主的な活動を促す必要があります。
- ③不法投棄を防止するため、意識強化を図る必要があります。

施策の方針

- ◆地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき沼田町実行計画を策定し、住民に周知を行うとともに、啓 発活動の推進を図ります。
- ◆地域環境の美化を促進するため、ボランティアの育成を図ります。
- ◆山間部、河川等での不法投棄を防止するため、住民意識の向上を図ります。

施策の方向

■ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく沼田町実行計画の策定

- ●温室効果ガス削減の取り組みに向けた沼田町実行 計画の策定を進めます。
- ●沼田町実行計画等を住民へ広く周知し、温室効果ガス削減の意識向上に努めます。
- ●町の施設等の温室効果ガス削減を推進します。
- ■地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく沼田町実行計画の策定

主な施策

- ■関係機関と連携を図った啓発活動の推進
- ■関係機関と連携し沼田町実行計画に基づいた事業の推進 (温室効果ガスの排出削減に向けた取り組み)

2 環境の美化に取り組むボランティアの育成

- ●環境美化に対する住民の意識向上に努めます。
- ●町内会等の住民が主体となった美化活動が出来る 体制整備の検討に努めます。
- ■広報活動の推進
- ■クリーン作戦を通じた啓発活動の推進
- ■各関係団体と連携した体制整備の充実

3 不法投棄防止対策の強化

- ●不法投棄防止の意識啓発活動に努めます。
- ■広報等による啓発活動の促進
- ■関係機関との連携

4 公害などの防止対策の推進

- ●快適な生活環境の保全のため、事業所などに対し施設の適切な管理を促し、環境汚染の未然防止策を図ります。
- ■事業所等への啓発活動の推進
- ■関係機関との連携

5 火葬場の適切な管理運営

- ●老朽化を踏まえた管理運営のあり方についての検討 に努めます。
- ■建て替え等を含めた修繕管理の検討

4 地球環境に貢献するまちづくりの追求

2 廃棄物処理対策の推進

現状と課題

- ■資源ごみ等の搬出負担の軽減が求められています。
- ☑ごみ収集分別の変更に伴い適正分別の徹底が必要となっています。
- ■最終処分場の延命化、自然環境の負荷の軽減を図っていく必要があることから、ごみ減量化、資源化への取り組みの促進が求められています。

施策の方針

- ◆資源ごみ等の搬出負担の軽減に努めます。
- ◆ごみ分別収集の徹底とごみ減量化、資源化に努めます。

施策の方向

主な施策

■ 資源ごみ等の搬出方法の検討

●資源ごみの搬出について、個々の利便性や高齢者などが気軽に出せる体制の確保に努めます。

■資源・ごみセンターへの持ち込みに加え、個別収集も併せて実 施

2 ごみ分別収集の徹底

●ごみの分別収集の定着化に努めます。

- ■広報等による啓発
- ■ごみ相談体制の充実

3 ごみ減量化、資源化の検討

●住民・企業・行政が一体となって、ごみ減量化、資源 化の推進が図られるように努めます。

- ■小売店等に対して包装や容器の簡素化などごみが出ない方法 の要請
- ■資源ごみの適正分別の啓発推進
- ■地域の自主活動としての資源ごみ売却等の支援協力
- ■資源ごみの独自分別の検討
- ■各種団体等と連携を図り、不用品の即売や交換の場の検討
- ■各関係機関と連携したディスポーザー普及による生ごみ排出量 削減の推進

4 ごみの適切な処理

●安定的なごみ処理体制が維持できるように努めます。

■各関係機関との連携



3 新エネルギーの利活用

現状と課題

■雪冷熱エネルギー利活用の先進地として、公共施設への雪冷房システムの導入や農業への活用、特産品等の開発を進めていますが、今後は雪冷熱エネルギーを始めとした新エネルギーの利活用による産業振興や雇用の創出、環境対策等を総合的に推進し、地域の活性化に結び付けていくことが必要となっています。

施策の方針

- ◆雪冷熱エネルギー等の利活用による産業振興や雇用の創出に向けた取り組みを推進します。
- ◆新エネルギーの総合的な導入により、地域ブランドの確立と環境対策の促進に努めます。

施策の方向

主な施策

■ 雪冷熱エネルギーの利活用促進

- 積雪寒冷地の特性を活かした雪冷熱エネルギーの あらゆる分野への利活用を推進します。
- ■食料貯蔵流通基地構想の推進
- ■雪冷熱エネルギーを活用した特産品の開発
- ■雪冷熱エネルギーを活用した農産品のブランド化
- ■雪冷熱エネルギーを活用した雇用創出の検討
- 雪冷熱エネルギーの利活用に向けた町民及び産学官連携の 推進

2 新エネルギーの導入推進

- ●雪冷熱エネルギーのほか、太陽光発電やバイオマス など新エネルギーを最大限に活用し、地球環境にや さしいまちづくりを推進します。
- ■新エネルギーの利活用による地域ブランドの確立 に向けた産学官連携の推進
- ■新エネルギーの利活用によるクリーン環境の促進



沼田式雪山センター

5 計画の実現を目指して

【「ぬまた」らしい協働・住民参加の促進】

1 協働のまちづくりの推進

現状と課題

- ■「協働のまちづくり推進のための指針」及び「行動計画」が策定されていますが、町民への浸透が十分ではない事から、今後はより一層の浸透を図るとともに、指針及び計画に沿った活動の広がりを推進していく必要があります。
- ☑町民と行政が自分たちの役割を認識しあい、課題を解決していく環境づくりが必要となっています。
- ■町民の活動やまちの情報を町民に適時提供し、町民との情報共有を図ることが必要となっています。
- ■各町内会の高齢化等により、地域コミュニティー活動の低下、行事やまちづくりへの参加者の減少が懸念されます。
- ⑤町民同士の交流の機会を創出し、町内会活動の活性化と円滑化が求められています。

施策の方針

- ◆自治振興協議会の円滑な運営の支援に努めます。
- ◆協働のまちづくりを推進するため、町政への町民の参画機会の拡充や、各種協働の取組みへの支援に努めます。
- ◆協働の意識づくりを図るため、啓発活動の強化を図ります。
- ◆まちの情報や町民の活動を適時情報提供し、町民との情報の共有を図ります。
- ◆協働の推進体制や相談体制、支援体制の整備に努めます。
- ◆地域環境美化活動、地域安全活動、地域コミュニティ活動等に対する支援に努めます。

施策の方向主な施策

■ 住民が参画しやすい環境づくり

- ●町民の参画機会の拡充に努めます。
- ●協働の機会の創出に努めます。

- ■政策形成や決定過程への住民参加の拡充
- ■行政が行う事業への協働の可能性の検討
- ■協働の観点からの既存事業の見直し
- ■協働のまちづくり推進事業の実施

2 協働への意識づくり

●町民への意識づくりに努めます。

- ■協働に対する啓発活動の推進
- ■協働の取り組み事例の紹介
- ■人材育成のための研修活動の実施

3 情報提供の充実

●情報提供を充実し、情報の共有を図ります。

- ■広報やホームページを活用した積極的な情報提供
- ■町内活動団体の情報発信

4 協働を推進するための体制整備

●推進体制の整備に努めます。

- ■協働のまちづくりを推進するための組織強化
- ■協働を推進するための相談体制の整備
- ■自治振興協議会の育成と活動支援

5 支援体制の構築

●地域環境美化、地域安全活動、地域コミュニティー活動の支援に努めます。

■各町内会での自主的な活動への誘導及び支援



2 広報広聴の充実

現状と課題

- ■情報量が多くなる中で、地域住民への分かりやすく、タイムリーな情報発信が必要となっています。
- ☑町民の声を広く聴き、町政へ反映させる仕組みづくりが必要となっています。
- ③町の魅力を町外へ効果的に情報発信する仕組みづくりが必要となっています。

施策の方針

- ◆町民へのタイムリーで的確な情報発信に努めます。
- ◆町民の意見等を適切に町政に反映させるための広聴活動の充実に努めます。
- ◆町の魅力の総合的な情報発信に向けた取り組みを推進します。

施策の方向

主な施策

11 的確な情報発信

- ●各種媒体を活用した迅速かつ的確な情報発信に努めます。
- ●分かりやすく、見やすい広報の紙面づくりに努めます。
- ■ホームページの充実
- ■防災無線による迅速な情報伝達の推進
- ■町民にいち早く情報提供する広報づくりの推進
- ■地域と密着した情報等を取り入れた、親しみやすく読みやすい 広報誌の作成

2 広聴活動の充実

- ●町民の声を町政に反映するための広聴活動の充実に努めます。
- ■町民の声を広く聞くための方策の検討
- ■意見要望の取りまとめの実施

3 総合的な情報発信の推進

●町の魅力の総合的な情報発信に努めます。

■町外への効果的な情報発信に向けた方策の検討と取り組みの 推進



5 計画の実現を目指して

【将来を見据えた行財政運営の効率化】

1 適正な行政運営の推進

現状と課題

- ■職員の定員削減や給与構造改革をはじめ、行政改革に取り組んできましたが、厳しい財政状況や地域経済の状況から更なる行政の効率化が求められます。
- ☑地域主権型社会への対応が可能な組織体制の整備が必要となっています。

施策の方針

- ◆町民のニーズや行政需要に対応した町民サービスの向上を図り、計画的な行政の執行に努めます。
- ◆行政改革を積極的に推進し、行政事務の効率化を図ります。
- ◆地域主権型社会への対応のための組織体制の整備を図ります。
- ◆開かれた町政に向け、情報公開を推進します。

施策の方向

主な施策

■ 計画的行政の推進

●基本計画の実現に向けて、行政目標と行政評価を明らかにした行政運営に努めます。

■行政評価システムの導入、構築を検討

2 行政改革の推進

- ●行政改革を推進し、行政事務の効率化を図ります。
- ■行政改革推進計画の策定及び推進
- ■行政経費の節減
- ■公共施設の民間委託や指定管理者制度導入の検討
- ■公営事業・外郭団体等の組織見直し

3 地域主権型社会への対応

- ●道州制や権限移譲に伴う行政体制の整備に努めま す。
- ■行政組織の柔軟に対応できる体制整備
- ■新たな共同事務処理の検討

4 適正な人事管理の推進

- ●職員の適正な人事管理に努めます。
- ●人材育成基本方針による職員研修計画を推進します。
- ■定員適正化計画による職員の適正な配置
- ■職員研修の充実とスキルアップへの強化

5 情報公開の推進

- ●情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、適切な対応に努めます。
- ●積極的な情報の提供に努めます。

■行政情報の適切な管理と条例に基づく適切な対応



2 健全な財政運営の推進

現状と課題

- ■地方交付税・町税などの一般財源は減少が懸念され、不安定な基盤での財政運営となっています。
- ☑地方債残高は発行抑制・繰上償還の実施により減少傾向ですが、今後の大型事業実施において大きな財源を必要とすることから、地方債残高の増加と各種指標数値の悪化が懸念されます。
- **3**今後の事業計画を勘案しつつ、行政コストの縮減・安定した自主財源の確保など計画的な財政運営が更に重要となってきています。

施策の方針

- ◆中長期的な財政計画による健全な財政運営に努めます。
- ◆町債の抑制と公債費の縮減に努めます。
- ◆行政コストの縮減に向けて、行財政改革の推進に努めます。

■ 健全財政の確保

財政運営計画に基づく計画的な財政運営に努めます。

- ■中長期にわたる財政計画の策定■基本計画、実施計画との整合を図り、効率的な財政調整を実施
- ■投資的事業及び町債発行の抑制

2 財政運営の効率化の推進

- ●費用負担の適正化と公平性の確保に努めます。
- ●効果的な財源の確保と資金運用に努めます。
- ■使用料・手数料の計画的な見直し
- ■受益と負担の明確化
- ■有利な起債の重点的充当
- ■計画的な基金造成、活用と効果的な運営資金の調達

3 安定的自主財源の確保

●町税の確保に努めます。

- ■納税思想の普及促進
- ■徴収強化対策の推進
- ■所得向上施策の推進
- ■定住施策の推進
- ■農業を初め各産業の育成発展

4 行政コストの縮減

- ●予算編成をとおしたコスト削減と意識改革に努めます。
- ■経常経費の削減
- ■サンセット方式の推進
- ■効率的施策の立案
- ●スクラップアンドビルドの推進に努めます。
- ■施策のスクラップ、統合の推進
- ■社会資本のスクラップ、統合、複合化の推進
- ■基本集落の整備と散居の解消
- ■不要公共施設の処分の推進
- ■狭隘町有地の処分の推進

計画の実現を目指して [将来を見据えた行財政運営の効率化] —

3 広域行政の推進

現状と課題

■少子高齢化などの社会情勢の変化により、地域の課題が多様化、広域化しています。②財源の縮小等により、行政の効率化が求められています。

施策の方針

◆あらゆる分野における広域連携を推進し、地域の活性化と課題解決に努めます。

施策の方向主な施策

■ 広域連携の推進

- ●近隣市町村との連携を密にし、広域的課題に迅速に 対応できる体制の強化に努めます。
- ●他圏域との連携強化を推進します。
- ●一部事務組合で処理している事務の一層の効率化 と新たな業務の処理についての検討を進めます。
- ●地域主権型社会への移行も視野に入れながら、広域 連携の推進を図ります。
- ■北空知広域圏での連携強化
- ■留萌・上川圏との広域的な連携の推進
- ■行政事務以外での多方面にわたる協力・連携の強化
- ■新たな共同事務処理の検討